

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年4月15日

京都市長 門川 大作

## 京都市規則第 2 号

### 京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。  
第1条中第19項を第20項とし、第16項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第15項の次に次の1項を加える。

16 保健福祉局生活福祉部保険年金課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、全ての保険年金課及び京北出張所の職員に兼職されたものとみなす。

第2条第18項各号列記以外の部分中「前条第18項」を「前条第19項」に、「同条第19項」を「同条第20項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「前条第17項」を「前条第18項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項各号列記以外の部分中「前条第16項」を「前条第17項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 前条第16項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の徴収に関すること。
- (2) 徴収金の滞納処分に関すること。
- (3) 徴収金の嘱託及び受託に関すること。
- (4) 徴収金の欠損処分に関すること。

### 附 則

この規則は、平成28年4月18日から施行する。

(行財政局人事部人事課)